

郡奉行への書簡如左。

當八日於二之御丸御目付衆御振舞、大鮎御用に候得共、當町に無御座候間、いかにも大きなを持參候様に、浦方へ可被仰付候。以上。

十月六日

會所

武部四郎兵衛様

千秋彦兵衛様

又同年三月十九日不破彦三等連名にて、武部四郎兵衛等への書簡に、御目付衆御越に付、石助爲御馳走人罷越候。鯉・鮎之儀、津幡に而相調、直に各御手前より可被指越旨、會所衆被申聞。などありて、此の時代魚類不自由なる事知られけり。異本微妙公夜話録に、徳川四代將軍嚴有公の時、吉崎の牡蠣宜敷間、獻ぜらるゝやうにと小松へ申來り、早速爲取可被遣との事にて、夜中取揚げ指上げたり。早飛脚も拵へ置きたるよし、津田玄蕃申上ぐといへども、何等の仰せもなく、二三日を経、先日の牡蠣は最早御用に立かね可申、何日頃可被遣やと伺ひける處、扱々失念したり。唯今又取つては彌、日も延候へし。右の蠣まだ損じ申

間敷、早速認め遣すべしと仰出されたり。其頃御意に、玄蕃は合点參るまじ。百里の處へ生蠣などを取りに越したるは、老中の僉議行届かざる也。此の度宜しくいたし遣すならば、毎度取りに越すべし。無用の費といふもの也。損候は重ねて申越さぬが能しと申す了簡は無かりしやと仰せられしと、竹田氏咄也。とあり。又小松に於て、御慰みに鯉を御とらせ被成けり。御留川へ山崎長門舟にて参り、とう網をうたせ鯉を多く取りたり。御目付其段言上候へば、重寶なる事也。長門は祖父閑齋と申す武邊者、大坂にて武者大將申付け、秘藏に存する者の筋なる故、大分の知行をとらせ置處、うひやつと見え、我等法度に申付置所へ罷越し魚を取る儀は、一番鱧より上の手柄と御悅也。長門承り、彌、勇氣を勵み、鯉を取る儀は止めたり。杉江兵助なども長門に連れられ罷越したるよし物語也と。又、小松に御座被成時分、進上物に鯉到來す。入御覽、御臺所へ遣し置く。其夜前田對馬御夜詰に罷出でける處、御臺所奉行右鯉の事を對馬へ申聞候へば、先程入御覽何等の被仰出も無之。吸物に申付何茂有合之者へ爲給可然旨申付。則御吸物

に拵へ、對馬も給はり、其外の者共も給へけり。然る處に暫く有之、先刻の鯉可上旨被仰出に付て、對馬指圖にて吸物に仕り、皆々給申段遠御聽候へば、沙汰の限、早々對馬にまどはせ可申旨御意あり。故に鯉二つまどひ申旨、對馬物語也と。右等の傳話共にて、其の時代の事勘考すべし。扱魚類商賣の事は、舊藩祖利家卿の印書あり。其の寫如左。

當町魚物賣買之事、魚町外脇々にて賣買一切令停止、若違背之族於有之者可加成敗者也。

天正十四七月四日

印

魚町年寄中

按ずるに、右魚町は能登七尾の魚町なるべし。魚町は七尾の魚市場にて、一町悉く魚類を商賣とせり。この定書に、魚町外脇々にて賣買一切令停止と載せられしは、國初の頃は一定の場所の外の店にて請賣することを禁ぜしなり。然るに寛永四年九月の定書に、請賣共有商賣、問屋に相定候直段に二割の利足を取り賣可申。とありて、寛永の頃に至りては金澤市中の所々に請賣とて魚店を開きて商業を營む

ものあり。さて寛文年間に至りては店賣と振賣との商人ありて、今世の如く成りにしかど、其の取扱ふ魚類の制度甚だ嚴にして、今世といたく殊なり。固より店賣の魚類と振賣の魚類との別あるには非ずといへども、魚問屋の手を経て請くる魚類と、宮腰などの近海なる諸浦へ罷越し、漁人より直に請け來る魚類と兩やうの別あり。鯛・ほうぐ・などの如き佳魚は、魚問屋の手を経て請くる定也。又鯛小鮪・小鯨などの類は、浦方の漁人より直に請くる共苦しからず。是も昔よりの制度を墨守せしものなるべし。此の外問屋の鑑札を持たざる商人は、振賣をも嚴禁になし、無鑑札取札人を問屋より毎日市中へ出せり。若し見付くる時は其の魚類を奪へり。故に世人この取札人を鴨と呼べり。尙第廿三卷なる魚問屋の條を参照すべし。

○野々市屋小路

魚屋町より柿木島御厩橋へ往く小路をいへり。従前は此の小路の角東側に、野々市屋五右衛門とて舊家の町人數代居住す。故に小路の名に呼べり。今は下柿木島に屬せり。

○野々市屋五右衛門傳